

回(年度)	問 題
<p>第69回 (1年度)</p>	<p>【第一問】 - 40点 - 次の事項について、簡潔に説明しなさい。</p> <p>1 交付要求と参加差押えの異同について</p> <p>(1) 要件の異同</p> <p>(2) 手続の異同</p> <p>(3) 効果の異同</p> <p>2 徴収職員における財産調査権限について</p> <p>【第二問】 - 60点 - 次の設例において、滞納国税を徴収するため、国税徴収法上考えられる徴収方途について、その根拠を示して説明しなさい。なお、土日、祝日等は考慮する必要はない。また、徴収手続について説明する必要はない。</p> <p>[設例]</p> <p>1 建設業を営む株式会社甲は、平成31年4月20日現在、次の国税を滞納していた。</p> <p>(1) 平成29年9月期法人税の確定申告分：300万円 (法定納期限：平成29年11月30日、確定申告書提出日：平成29年11月30日)</p> <p>(2) 平成28年9月期消費税及び地方消費税の修正申告分：500万円 (法定納期限：平成28年11月30日、修正申告書提出日：平成30年11月30日)</p> <p>(3) 平成29年9月期消費税及び地方消費税の修正申告分：1,700万円 (法定納期限：平成29年11月30日、修正申告書提出日：平成30年11月30日)</p> <p>(4) 平成30年9月期消費税及び地方消費税の確定申告分：600万円 (法定納期限：平成30年11月30日、確定申告書提出日：平成30年11月30日)</p> <p>2 X税務署の徴収職員は、滞納国税を徴収するため、株式会社甲の財産調査を実施したところ、次の事実が判明した。</p> <p>(1) 株式会社甲の発行株式は、全部で100株であり、代表取締役であるAが60株、B（Aの長男）が30株、C（Aの弟）が10株を保有している。</p> <p>(2) 株式会社甲は、平成31年3月25日付で解散登記を行っており、清算人には、A及びCが就任している。</p> <p>3 X税務署の徴収職員は、平成31年4月20日、清算人であるAと面接し、次の事実を把握した。</p> <p>(1) 株式会社甲は、平成31年3月15日、株主総会を開催し、同日をもって解散することを決議し、清算人にA及びCを選任した上で、同月25日、その旨の登記を行った。</p> <p>なお、Cは、清算人には就任したものの、財産の処分及び分配等には一切関与せず、Aに一任していた。</p>

(2) 清算人であるAは、次のとおり、株式会社甲の清算手続を行っていた。

イ 平成31年3月30日、Z銀行に預けていた定期預金500万円を解約し、分配金として、400万円をAの預金口座へ、100万円をBの預金口座へ振り込んだ。

ロ 平成31年4月2日、建設機械3台（帳簿価額：1,000万円）を、200万円の借入金債務を負っていた株式会社乙に対して譲渡し、債務清算後の400万円を受領し、分配金として、A及びBの預金口座へそれぞれ200万円を振り込んだ。

なお、株式会社乙は、D（Aの妻）が代表者を務め、Dを判定の基礎として同族会社に該当する会社である。

ハ 平成31年4月6日、Cに対する貸付金債権100万円について、債権放棄をした。

ニ 平成31年4月13日、取引先である株式会社丙に対する売掛金債権300万円の支払として、現金を受領し、E（Aの長女）の預金口座へ振り込んだ。

なお、Eは、Aと同居しているものの、E自身で生計を維持していると認められた。

4 X税務署の徴収職員は、Aとの面接後、再度調査等を行ったところ、次の事実を把握した。

第69回
(1年度)

(1) 株式会社乙に譲渡した建設機械3台の譲渡時の時価は1,500万円であった。なお、株式会社乙は、建設機械3台の譲受けのために支払った費用等はなかった。

(2) 株式会社丁に対する未回収の売掛金400万円（平成31年2月分、履行期限：平成31年4月30日。なお、当該売掛金には、譲渡禁止特約は付されていない。）を把握した。

ただし、株式会社丁は、平成31年2月28日、株式会社戊から、「登記事項証明書」を添付した債権譲渡契約書を受け取っていた。主な登記事項証明書の内容は次のとおりであった。

（譲渡人）：株式会社甲、（譲受人）：株式会社戊

（登記原因日付）：平成30年10月25日、（登記原因）：譲渡担保

（債権の総額）：10,000,000円、（登記年月日時）：平成30年10月28日11時10分

（原債権者）：株式会社甲、（債務者）：株式会社丁

（契約年月日）：平成30年10月25日

（債権の発生年月日（始期））：平成30年11月1日

（債権の発生年月日（終期））：令和3年10月31日

（注）上記、債権譲渡契約及び債権譲渡登記は有効なものとする。

(3) 清算手続により振り込んだA、B及びEの預金口座は、既に解約済みであった。

(4) その他、株式会社甲が所有する財産はなかった。